条例の点検・見直しシート

				成年月日					平成24	年6月29日
条例の題名 三重県財政状況の公表に関する条例		公	布	日				昭和23	年 3月31日	
条例番号		昭和23年三重県条例10号		改正				昭和39年3月25日		
所管部局課 総務部財政課 電				話番	号				1	-224-2119
条例の概要 三重県財政事情の作成及び公表について規定する									条例の 類型	委任型
視点				回	答		村		内 容	
要	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当 性を有している。			はい					03第1項の規 が必要である	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。			はい		地方間			れた事務であ	以、実施して
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。			しいけ	Ĺ	公表明	制なる	どに齟齬が	がある。	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。			該当な	よし					
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で 規定する余地はない。)。			はい					いては、地方 条例での規	
谪	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。			はい		地方目	自治法	第243条 0	03第1項	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)。			はい						
性	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。			しいいえ	,	公表	詩期なる	どに齟齬	がある。	
有 効 性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。			はい						
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。			はい						
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けた ことはない。			はい						
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が 認められる。			はい						
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であっ て、廃止すべき規定はない。			はい						
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。			しいり	į	条例と	手段0	の記述が	関する規定に 異なるものとな	なっている。
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段 との重複はない。			しいけ	į	いては 業の記	、地方 设置等i	が営企業 に関する	事業の経理の 養法及び三重 条例にも規定 関する内容が	は果公営企 があるた
	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正であ る。			はい						
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。			はい						
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。			はい						
その	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体と の連携に配慮している。			該当な	よし					
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。			はい						
点検		理由		华	寺	記 事 項		見直しに	有効期限	
		三重県公営企業の設置等に関する条例において公営事業の経理の概況に関する規定があるため、 複する規定について改正する必要がある。 また、インターネットの普及等に鑑み、財政状況の 表方法について改正する必要がある。							関する規定の有無	に関する 規定の有 無
は・見直し 結果	改正を 検 る			は、象	例に	などの齟齬について こ規定する事務手続 とめ、条例改正を要し			無	